

実質的支配者に関する申告書ご提出のお願い

2016年の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、法人口座開設のお客様は「実質的支配者に関する申告書」（本紙）の提出が必要となりました。お客様の法人名称・電話番号をご記入いただき、「実質的支配者に関する記入欄」に該当する方全員をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

実質的支配者に関する申告書

(※) 新規口座開設時は、口座番号の記入は不要です。

法人名称	口座番号(※) (例: Z39-0123456)	-
	電話番号	

実質的支配者に関する記入欄

実質的支配者とは、犯罪収益移転防止法施行規則で定める「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」者を指します。外国籍の方はお名前(英字)もご記入ください。

※外国 PEPs の範囲については裏面をご覧ください。

1	お名前(漢字)	(フリガナ)	外国 PEPs に該当	<input type="checkbox"/> しない 該当理由	<input type="checkbox"/> する
	お名前(英字) ※外国籍の方のみ ご記入ください。	(フリガナ) 姓(last name) : 名(first name)	議決権等 保有割合		%
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
	ご住所	〒 -	該当法人 との関係		
2	お名前(漢字)	(フリガナ)	外国 PEPs に該当	<input type="checkbox"/> しない 該当理由	<input type="checkbox"/> する
	お名前(英字) ※外国籍の方のみ ご記入ください。	(フリガナ) 姓(last name) : 名(first name)	議決権等 保有割合		%
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
	ご住所	〒 -	該当法人 との関係		
3	お名前(漢字)	(フリガナ)	外国 PEPs に該当	<input type="checkbox"/> しない 該当理由	<input type="checkbox"/> する
	お名前(英字) ※外国籍の方のみ ご記入ください。	(フリガナ) 姓(last name) : 名(first name)	議決権等 保有割合		%
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
	ご住所	〒 -	該当法人 との関係		

(ご記入例) 外国PEPsとは、外国の政府の要人などのことを指します。(裏面の外国PEPsの定義を参照) 通常の大多数の方は外国PEPsに該当しませんので、「しない」を選択します。

1	お名前(漢字)	(フリガナ) イ イ タ ロ ウ 伊 井 太 郎	外国 PEPs に該当	<input checked="" type="checkbox"/> しない 該当理由	<input type="checkbox"/> する
	お名前(英字) ※外国籍の方のみ ご記入ください。	(フリガナ) 姓(last name) : 名(first name)	議決権等 保有割合		100 %
	生年月日	大正 昭和 平成	33 年	3 月	3 日
	ご住所	〒 123 - 4567 東京都港区六本木〇-△-□	該当法人 との関係		代表取締役

社 用 欄	口座番号									

ET454(22.11)表

法人資本関係又は支配関係にある関連会社及び自然人の関係図

下記の枠内に関係図を必ずご記入ください。以下の書類のいずれかをお持ちのお客様は本書に添付しご提出ください。

- ・実質的支配者リスト
- ・株主名簿の写し
- ・確定申告報告書に添付された法人税法施行規則第 34 条第 2 項に規定する別表 2 の写し
- ・公証人が発行する申告受理及び認証証明書

記入例 1	記入例 2	ご記入日	年	月	日
		(年	月	日現在)

社 用 欄		1.関係性確認書類	2.関係性確認書類	確認1	確認2	備考
		1.実質的支配者 確認書類1 確認書類2	2.実質的支配者 確認書類1 確認書類2	3.実質的支配者 確認書類1 確認書類2		

外国PEPs該当者について

1. 次の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方
 - ① 国家元首
 - ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦ 中央銀行の役員
 - ⑧ 予算について国会の議決を経て、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子供）

実質的支配者に関する申告書の記載に関する注意事項

資本多数決の原則を採る法人																									
株式会社、 有限会社(特例有限会社)、 特定目的会社、 投資法人等	(A) 議決権総数のうち、25%を超える議決権を有するもの（自然人）がいる場合 ⇒当該自然人全員 (B) 議決権総数のうち、25%を超える議決権を有するもの（自然人）がいない場合 1. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められるものがある場合 ⇒当該自然人全員 2. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められるものがない場合 ⇒法人を代表し、その業務を執行するもの（自然人） ※実質的支配者が法人口座の名義人になることはありません。																								
資本多数決の原則を採る法人以外の法人																									
一般社団法人、 一般財団法人、 学校法人、 宗教法人 医療法人、 社会福祉法人 特定非営利活動法人、 合名会社、 合資会社、 合同会社等	(A) 法人の収益総額の25%を超える配当を受けるもの（自然人）がいる場合 ⇒当該自然人全員 (B) 法人の収益総額の25%を超える配当を受けるもの（自然人）がいない場合 1. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められるものがある場合 ⇒当該自然人全員 2. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められるものがない場合 ⇒法人を代表し、その業務を執行するもの（自然人）																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般財団法人</td> <td>代表理事</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校法人</td> <td>代表理事</td> </tr> <tr> <td>医療法人</td> <td>※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。</td> </tr> <tr> <td>宗教法人</td> <td>代表役員</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>理事全員</td> </tr> <tr> <td>特定非営利法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>代表社員</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> <td>※代表社員がいない場合、業務執行社員全員が「実質的支配者」となります。</td> </tr> <tr> <td>合同会社</td> <td></td> </tr> </table>	一般財団法人	代表理事	一般社団法人	※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。	公益財団法人		公益社団法人		学校法人	代表理事	医療法人	※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。	宗教法人	代表役員	社会福祉法人	理事全員	特定非営利法人		合名会社	代表社員	合資会社	※代表社員がいない場合、業務執行社員全員が「実質的支配者」となります。	合同会社	
一般財団法人	代表理事																								
一般社団法人	※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。																								
公益財団法人																									
公益社団法人																									
学校法人	代表理事																								
医療法人	※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。																								
宗教法人	代表役員																								
社会福祉法人	理事全員																								
特定非営利法人																									
合名会社	代表社員																								
合資会社	※代表社員がいない場合、業務執行社員全員が「実質的支配者」となります。																								
合同会社																									

※議決権25%超の計算は、直接保有、間接保有の合計となります。
 ※50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方が実質的支配者となります。法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。
 ※国、地方公共団体、上場企業およびその子会社は個人とみなします。